

議第37号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京都市長 門川大作

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中

3,500	500
2,100	290
210	29
21	3
12	2
2,000	290
1,200	180
4,100	590
1,700	250
12,000	2,200
4,100	590

を

3,800	470
2,200	270
220	27
22	3
13	2
2,200	270
1,300	160
4,400	540
1,800	230
16,000	2,100
4,400	540

に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

86	12
120	18
180	26
250	35
370	53
490	70
860	120
1,200	180
2,000	280
1,200	180

を

92	11
130	16
200	24
260	33
400	49
530	65
920	110
1,300	160
2,100	260
1,300	160

に改め、同表法第32条第1項第3

号に掲げる施設の項中「4,100」を「4,400」に、「590」を「540」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「380」を「410」に、「58」を「54」に、「1,900」を「2,000」に、「290」を「270」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「6,200」を「7,800」に、「1,100」を「1,000」に、「4,100」を「4,400」に、「590」を「540」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「4,100」を「4,400」に、「590」を「540」に改め、同表道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲

掲げる物件の項中	7,200	1,300	を	7,700	1,200	に改め、同表令第
	3,300	470		3,500	430	
	1,200	220		1,600	210	
	1,200	220		1,600	210	
	12,000	2,200		16,000	2,100	
	6,200	1,100		7,800	1,000	
	2,200	390		2,800	370	
	3,900	690		4,900	650	
	12,000	2,200		16,000	2,100	

7条第2号に掲げる工作物の項中「4,100」を「4,400」に、「590」を「540」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「1,200」を「1,600」に、「220」を「210」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「410」を「440」に、「59」を「54」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし，占用期間が施行日前に始まり，施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については，なお従前の例による。

(令和3年度前から継続して占用している物件に係る占用料の減額)

- 3 市長は，施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第32条第1項若しくは第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受け，又は同法第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議が成立している占用物件について，改正後の条例の規定により算定した令和3年度の占用料の額が，この条例による改正前の京都市道路占用料条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは，当該占用物件に係る同年度以降の各年度の占用料の額を減額することができる。

提案理由

道路占用料の適正化を図る必要があるので提案する。